記載要領

1　「地方整備局長／北海道開発局長／知事」、「国土交通大臣／知事」及び「般／特」については、不要のものを消すこと。

2　「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3　太線の枠内には記入しないこと。

4　□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□1 2のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA 建 設 工 業□□のように左詰めで記入すること。

5　0 3「譲渡及び譲受け年月日」の欄は、譲渡及び譲受けを行う年月日を記入すること。

6　0 4「譲渡及び譲受けの理由」の欄は、譲渡及び譲受けを行う理由を簡潔に記入すること。

7　0 6「引き続き使用する許可番号」の欄は、譲渡する建設業又は譲受人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行つた者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。

8　0 7「譲渡及び譲受け後に譲受人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け譲渡及び譲受けが行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「１」を、特定建設業の場合は「２」を、次の表の（　）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゆんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロツク工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

9　0 8「認可申請時において譲受人が許可を受けている建設業」の欄は、譲受人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、８と同じ要領で記入すること。

10　0 9又は2 0「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばペ又はパのように１文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。

11　1 0又は2 1「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。
（例　（株）A 建 設□／B 建 設（有）□□）

種　類	略　号
株式会社	（株）
特例有限会社	（有）
合名会社	（名）
合資会社	（資）
合同会社	（合）
協同組合	（同）
協業組合	（業）
企業組合	（企）

12　1 1又は2 2「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に１カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばペ又はパのように１文字として扱うこと。

13　1 2又は2 3「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に１カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。

14　1 3「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は2 4「主たる営業所の所在地市町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

15　1 4「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地」又は2 5「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞が関2－1－1 3□のように記入すること。

16　1 5又は2 6のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば0 3－5 2 5 3－8 1 1 1□のように左詰めで記入すること。

17　1 6又は2 7　のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。